

第 2 次磐田市総合計画
後期基本計画策定方針

磐田市
令和 2 年 8 月

1 計画策定の趣旨

本市では、平成 29 年度に第 2 次磐田市総合計画基本構想（計画期間：平成 29 年度～令和 8 年度）及び前期基本計画（計画期間：平成 29 年度～令和 3 年度）を策定し、まちの将来像「たくさんの元気と笑顔があふれるまち磐田～いままでも これからも ずっと磐田～」の実現に向け、施策や事業を計画的に推進してきました。

こうした中、前期基本計画の計画期間が令和 3 年度をもって終了することから、本市を取り巻く社会経済状況の変化に適切に対応するとともに、令和 4 年度以降の 5 か年で取り組むべき各分野の基本的な方向性を明らかにすることを目的に後期基本計画を策定します。

また、地方創生の推進と人口減少の克服のため平成 27 年度に策定した磐田市まち・ひと・しごと創生総合戦略（計画期間：平成 27 年度～令和 3 年度まで延長）についても、令和 3 年度に計画期間が終了することから、次期総合戦略を後期基本計画との整合を図りながら、一体的に策定します。

2 策定にあたっての基本的な考え方

後期基本計画は、基本構想で掲げた「まちの将来像」とそれを実現するための「まちづくりの基本理念」、「まちづくりの柱（基本計画）」といった「まちづくりの体系」など基本的な枠組みは継承しつつ、将来の行政需要やまちづくりの方向性等を市民と行政が共有するとともに、これからの中長期に向けた施策を総合的かつ体系的にまとめる計画として策定します。

後期基本計画の策定にあたっては、以下の点に留意しながら策定を進めます。

【計画策定の視点】

(1) 社会情勢の変化に対応した計画

人口構造の変化や公共施設の老朽化などの課題に加えて、自然災害の発生や新型コロナウイルス感染症の発症、さらには国際目標である「SDGs（持続可能な開発目標）※1」や「Society5.0※2」等の新たな時代の潮流に対応した計画とします。

(2) 本市の地域特性を活かした計画

本市の魅力を最大限に高め、活力を引き出せるよう、“磐田らしさ”を持った計画とします。

(3) 市民にわかりやすい計画

総合計画は、行政運営の目標を示すだけでなく、市民や事業所と行政が課題や方向性を共有し、まちづくりを進めていくための共通目標でなければなりません。このため、市民の目線に立った、わかりやすい内容や表現に努め、誰にもわかりやすい計画づくりを行います。

(4) 実現性・実効性を重視した計画

人口減少、少子高齢化の影響や財政状況等を十分に想定し、施策の実現性や事業の実効性を確保した計画とします。

※1 「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」とは、2015年9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、17の目標と169のターゲットから構成されています。地球上の「誰一人取り残さない」社会を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むこととしています。

※2 「Society5.0」とは、狩猟社会・農耕社会・工業社会・情報社会に次ぐ第5の社会のこと。

AI・IoT やロボティクスなどの革新的な技術を様々な分野に展開して、現在とは全く異なる社会を実現しようとするものです。

3 計画の構成と期間

第2次磐田市総合計画は、今後のまちづくりの指針となるものであり、市の最上位計画です。総合計画は「基本構想」「基本計画」「実施計画」をもって構成し、それぞれの計画期間は以下のとおりです。

① 基本構想【改定なし】

目指す将来都市像やその実現に向けたまちづくりの基本理念・基本目標を定めたものであり、10年間継続します。

② 基本計画【後期基本計画策定】

基本目標の達成に向けた「重点事業」「基本施策」「施策と主な取り組み」の具体的な内容を掲げるものであり、前期5年、後期5年の2期に分けて策定します。前期基本計画の体系を踏まえながら改定を行います。

③ 実施計画【後期基本計画に基づき改定】

基本計画で定めた施策や主要な事業などの具体的な実施期間や取り組みを示すものです。3年間の計画として策定し、毎年ローリング方式による見直しを実施します。

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
基本構想												
基本計画												
実施計画												

Diagram illustrating the planning periods:

- Basic Plan (Basic Plan):** Spanning H27 to R8, divided into **Initial Basic Plan (計画期間 5年)** (H27-R2) and **Final Basic Plan (計画期間 5年)** (R3-R8).
- Implementation Plan (Implementation Plan):** Spanning R1 to R8, divided into three 3-year cycles:
 - Implementation Plan Period 1 (計画期間 3年):** R1-R3.
 - Implementation Plan Period 2 (計画期間 3年):** R4-R6.
 - Implementation Plan Period 3 (計画期間 3年):** R7-R8.
- Overall Planning Period:** Spanning H27 to R8, labeled as **Planning Period 10 years**.

4 総合戦略との関係

磐田市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、まち・ひと・しごと創生に関する本市の目標や施策の基本的な方向、また、施策を総合的かつ計画的に実施するためには必要な事項を定めるものです。

「総合計画」と「総合戦略」の双方は極めて関連性が高いことから、策定事務の効率的な連携を図るとともに、両計画の策定にあたっては相互の整合性を図る必要があります。

そのため、現総合戦略は計画期間を2年間延長し令和3年度までとしており、次期総合戦略は後期基本計画に合わせて令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間として策定します。

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画 (基本構想)												
総合計画 (基本計画)												
<u>総合戦略</u>												

各計画の計画期間は以下の通りです。

- 総合計画(基本構想)：計画期間 10 年
- 総合計画(基本計画)：計画期間 5 年
- 現総合戦略：計画期間 7 年（2 年延長）
- 次期総合戦略：計画期間 5 年

5 策定体制

後期基本計画の策定体制は、次のとおりとします。

(1) 市民参画体制

① 行政経営審議会（設置根拠：磐田市行政経営審議会条例）

審議会において計画案の審議を行うとともに、意見・助言・提言をいただきます。

人 数	14 名
構 成	学識経験者、住民自治組織の代表、各種（産官学金労農）分野の代表、公募による市民代表により構成する。

② 世論調査

- ・市民意識調査の実施
- ・若者との意見交換
- ・後期基本計画（案）のパブリックコメントを実施

(2) 庁内体制

① 総合計画策定委員会（設置根拠：磐田市総合計画策定委員会規程）

策定研究会での計画原案について、総合的な調整を行い審議会に提案します。

人 数	17 名
構 成	委員長…副市長、副委員長…企画部長 委員…教育長、部局長及び理事

② 策定研究会

計画原案を策定し、策定委員会に提案します。

構 成	各課長
-----	-----

(3)事務局

企画部秘書政策課に設置し、各種調整等を行います。

6 策定スケジュール（案）

令和3年10月までに第2次磐田市総合計画後期基本計画（案）を策定し、市議会の議決を得て、令和3年度中に公表することを目指します。

年度	月	市民	庁内	市議会	行政経営審議会
令和2年度	7月				
	8月	基礎調査・分析 ・市民意識調査 ・団体意識調査	策定委員会 ※随時開催	・策定方針の説明 ・スケジュール	
	9月	若者との意見交換			・策定方針の説明・審議 ・スケジュール
	10月				
	11月			・市民意識調査の結果	
	12月		策定研究会 ※随時開催		・市民意識調査の結果
	1月				
	2月			・計画案の説明	
	3月				・計画案の審議
	4月				
令和3年度	5月	パブリックコメント			
	6月				
	7月				
	8月				
	9月				提言
	10月			・計画最終案の報告	
	11月			●議案上程	
	12月			総合戦略案の説明	・総合戦略案の審議
	1月				
	2月				提言
	3月	公表 (後期基本計画・総合戦略)		総合戦略最終案の報告	